

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市において行われるエリアマネジメントについて、エリアマネジメントの活動に関する計画の認定に係る制度を設けることにより、その適正かつ持続的な実施及びエリアマネジメント団体の自立性の向上を図り、もってエリア価値向上を通じたエリアブランド形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エリアマネジメント 地域における良好な環境や地域の価値を維持及び向上させるために行う住民、事業主、地権者等による主体的な取組をいう。
- (2) エリアマネジメント団体 次に掲げる要件のいずれにも該当するエリアマネジメントを実施する団体をいう。
 - ア まちづくりの推進を活動目的としていること。
 - イ 当該団体又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
 - ウ 大阪市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
 - エ 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
 - オ 業務を行うにあたって関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。
 - カ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者が所属していないこと。
- (3) 公開空地等 大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第2に規定する公開空地その他これらに類するものをいう。
- (4) 地域団体 次条第2項に規定するエリアマネジメント活動計画（案）又は第4条第1項に規定するエリアマネジメント活動計画に記載する活動の実施内容により直接影響を受ける範囲に存在する地縁団体、企業、住民の総称をいう。

(事前協議等)

第3条 エリアマネジメント団体は、次条に規定する認定の申請をしようとする場合は、当該申請に先立ち、あらかじめ市長（担当：計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）。以下同じ。）にエリアマネジメント活動計画事前協議申出書（第1号様式）を提出し、必要な協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。

- 2 事前協議の申出にあたっては、エリアマネジメント活動計画（案）及び当該活動内容に関する地域団体との協議状況等を示す書面を添えるものとする。
- 3 前項のエリアマネジメント活動計画（案）には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) エリアマネジメントの活動名称
 - (2) エリアマネジメントの対象となる地域
 - (3) エリアマネジメントの目的及び目標
 - (4) エリアマネジメント団体の組織体制
 - (5) 活動内容及び活動による効果
 - (6) 活動の収支計画
 - (7) 活動実施場所及び実施内容
 - (8) 地域への還元内容
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 4 市長は、前項第7号に基づきエリアマネジメント活動計画（案）に記載する事項について、次項及び第6項の協議が必要な場合には、次条に規定する認定の申請に先立ち、所管担当と必要な協議を行うよう、エリアマネジメント団体に通知を行うものとする。
- 5 前項の通知を受けたエリアマネジメント団体は、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第6 4ただし書の規定により公開空地等を使用しようとするときは、速やかに所管担当と必要な協議を行い、当該協議の結果について市長に報告するものとする。
- 6 第4項の通知を受けたエリアマネジメント団体は、次条に定めるエリアマネジメント活動計画に基づく活動のために、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第2条第5号に規定する協議対象地区2において同要綱第2条第3号に規定するエリアマネジメント広告物の表示等を行おうとするとき、御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第2条第2号に規定する協議対象地区において同要綱第2条第1号に規定するデジタルサイネージの表示等を行おうとするとき、御堂筋デザインガイドライン〈まちなみ創造ガイドライン〉御堂筋本町北地区3.(2)6)の規定により、エリアマネジメント団体が地域の価値向上を図る活動に資するものとして屋外広告物の設置を行おうとするとき又は御堂筋デザインガイドライン〈まちなみ創造ガイドライン〉御等堂筋本町南地区3.(2)6)の規定により、エリアマネジメント団体が地域の価値向上を図る活動に資するものとして屋外広告物の設置を行おうとするときは、速やかに所管担当と必要な協議を行い、当該協議の結果について市長に報告するものとする。

(認定の申請等)

第4条 事前協議（前条第5項又は第6項の協議が必要な場合には、これらの協議を含む。）を終えたエリアマネジメント団体は、その営もうとする事業に関する計画（以下「エリア

- マネジメント活動計画」という。)を作成し、市長に認定の申請をすることができる。
- 2 エリアマネジメント活動計画には、事前協議を終えた際の前条第3項各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 3 第1項の申請を行うにあたっては、エリアマネジメント活動計画認定申請書(第2号様式)に、エリアマネジメント活動計画及び次の各号に掲げる書類又は当該各号に掲げる書類に相当する内容が記載された書類を添えるものとする。
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、ふりがな、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 申請以前のまちづくり活動の実績を示す書面
 - (8) エリアマネジメント団体の活動区域を示す図面
 - (9) エリアマネジメント団体の活動に関する地域団体との協議状況等を示す書面
 - (10) 誓約書(第3号様式)
 - (11) その他市長が必要と認める書類
 - 4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、その一部を省略させることができる。
 - 5 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、大阪市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領に定める審査の結果、適正なものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - 6 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、認定を行うにあたって、別途、市長の定めるところにより外部有識者の意見を聴くものとする。
 - 7 市長は第1項の認定をしたときは、当該認定に係る申請を行ったエリアマネジメント団体(以下この条から第6条までにおいて「申請者」という。)に対し、エリアマネジメント活動計画認定書(第4号様式)を交付するとともに、認定をしたエリアマネジメント活動計画(以下「認定エリアマネジメント活動計画」という。)及び申請者の名称を公表するものとする。
 - 8 市長は、第5項の規定による審査の結果、認定をしないことを決定したときは、申請者に対し、エリアマネジメント活動計画不認定結果通知書(第5号様式)により、通知するものとする。
 - 9 エリアマネジメント活動計画の認定期間は、5年間を超えないものとする。

(認定エリアマネジメント活動計画の変更)

第5条 申請者は、認定エリアマネジメント活動計画を変更しようとするときは、あらかじめ

め市長の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、エリアマネジメント活動計画に関する軽微変更届（第6号様式）により、市長に届け出るものとする。

- 2 前2条の規定は、前項の認定エリアマネジメント活動計画の変更の認定の申請があった場合について準用する。

（認定エリアマネジメント活動計画の廃止）

第6条 申請者は、認定エリアマネジメント活動計画を廃止しようとするときは、あらかじめエリアマネジメント活動計画認定廃止申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該認定エリアマネジメント活動計画の廃止により、これを取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定により認定エリアマネジメント活動計画の認定を取り消すことを決定したときは、当該エリアマネジメント活動計画に係るエリアマネジメント団体に対し、エリアマネジメント活動計画認定廃止決定通知書（第8号様式）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

（年間計画）

第7条 エリアマネジメント団体は、各事業年度の開始の月（第4条第1項（第5条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた年度を除く。）までの間に、当該年度に係る認定エリアマネジメント活動計画について、エリアマネジメント活動年間計画書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該エリアマネジメントの取組に係る当該年度の年間計画を記した書類
- (2) 当該エリアマネジメント団体に係る当該年度の収支計画を記した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告等）

第8条 エリアマネジメント団体は、各年度の末日から30日を経過する日までの間に、エリアマネジメント活動実績報告書（第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該エリアマネジメントの取組に係る実施状況を記した書類
 - (2) 当該エリアマネジメント団体に係る収支状況を記した書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるときは、エリアマネジメント団体に対し、期限を定めて、当該認定エリアマネジメント活動に関する報告を求めることができる。
 - 3 市長は、前2項の報告を受けた場合において、その内容が認定エリアマネジメント活動

計画の内容と著しく異なるとき、エリアマネジメントの実施において重大な法令違反の事実を認めたとときその他著しく不相当と認めるときは、当該エリアマネジメント団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 4 市長は、第1項及び第2項の報告を受けた場合において、必要に応じて、別途、市長の定めるところにより外部有識者の意見を聴くものとする。

(エリアマネジメント活動計画の認定の取消し)

第9条 市長は、エリアマネジメント団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定エリアマネジメント活動計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 第7条に定める年間計画書の提出をしないとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の規定による報告をしないとき。
- (3) 前条第3項の規定による求めに応じ、必要な措置を講じないとき。
- (4) その他エリアマネジメントを推進する上で、重大な支障を及ぼすおそれがある行為を行ったとき。

- 2 市長は、前項の規定により認定エリアマネジメント活動計画の認定を取り消すことを決定したときは、当該エリアマネジメント活動計画に係るエリアマネジメント団体に対し、エリアマネジメント活動計画認定取消決定通知書(第11号様式)を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

- 3 市長は、第1項の認定を取り消すにあたって、必要に応じて、別途、市長の定めるところにより外部有識者の意見を聴くものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第3条第6項の規定は、御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱の一部を改正する要綱(令和8年計画調整局要綱)の施行の日から施行する。